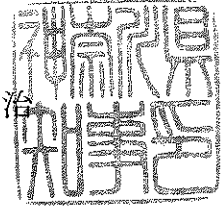


地福第 2924号
令和5年3月30日

社会福祉法人愛川舜寿会
理事長 馬場 學郎 様

神奈川県知事 黒岩 祐治



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、下記のとおりです。

記

(有効期間)

令和5年4月17日 から 令和10年4月16日 まで

※ 前回証明した証明書の有効期間[平成30年4月17日～平成35(令和5)年4月16日]から継続して、5年間が有効期間となります。